



議案第九十六号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年九月二十四日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 朝鮮の者及びその者の世帯に属する被扶養者は被保険者とする。

第八条の次に、次の二条を加える。

第八条の二 被保険者が同一の月に同一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係るこの条例による一部負担金の額（国民健康保険法第四十四条の規定により減額の措置がとられた場合にあつては、減額された後の一部負担金の額）又は同法第五十四条第三項の療養に要する費用の額（以下単に「療養に要する費用の額」という。）から療養費の額を控除した額が三万円をこえるときは、世帯主に対し、当該超過額に相当する額を高額療養費として支給する。同法第五十六条第二項の規定により差額が支給される場合において、同項に規定する一部負担金の額又は療養に要する費用の額から同項に規定する療養費の額を控除した額が三万円をこえるときも、同様とする。

2 齒科診療及び歯科診療以外の診療をあわせて行う医療機関並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する総合病院は、前項の規定の適用については齒科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を異にする診療につきそれぞれ別の病院又は診療所とみなす。

3 被保険者が療養取扱機関で老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）による老人医療費の支給その他健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十三条の五に定められた医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合には、高額療養費として世帯主に支給すべき額の限度において、当該被保険者が当該療養に関し当該療養取扱機関に支払うべき費用を世帯主に代わり、当該療養取扱機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主に対し、高額療養費の支給があつたものとみなす。

第八条の三 前条に定めるもののほか、高額療養費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十九年十月一日から施行する。